

引き下げアカン！大阪の会通信

生活保護基準引き下げ
違憲訴訟を支える大阪の会
TEL 06-6697-9144
FAX 06-6697-9059
✉ seiho.ikensasaeru.osk@
gmail.com



引き下げアカン大阪の会 代表
龍谷大学法学部教授

木下 秀雄

新年のご挨拶

新年あけましておめでとございます。

コロナ禍の中、皆さんお元気に過ごされているでしょうか？

このコロナ禍で多くの人が一層厳しい生活困難に遭遇しています。そんな中で生活保障の最後の砦としての生活保護の役割はますます大きくなっています。厚生労働省でさえ、生活保護利用は権利だとホームページに書くようになりました。

そして権利としての生活保護の焦点である生活保護基準引き下げアカン訴訟は、この2月22日にいよいよ大阪で判決が出されます。昨年、名古屋地裁で、権力に媚びた時代遅れの判決が出されました。しかし、そうした「権力への忖度」ではコロナを克服することも生活困窮を変えることもできません。

原告の皆さんと、支援する皆さんと、そして市民の皆さんと力を合わせて、勝訴の判決を出させるように頑張っていきましょう。いい年にしましょう。

判決に向け、裁判所前で宣伝



職員にチラシを配りながら裁判への支援を訴えました。

弁護団の小久保哲郎弁護士は、初めて地裁前でマイクを握り「私たち 21 名の弁護団は、6 年間、総力をあげて訴訟活動をしてきました。決して経済的にペイすることのない事件に、なぜ多大な労力を費やして来たのか。それは、2013 年からの生活保護基準の引下げが余りにも理不尽であり、何としても司法によって正される必要がある」と力強く訴えました。

引き下げアカン大阪の会は 2 月 22 日の判決に向けて署名、宣伝に取り組みます。

大阪の訴訟は昨年 12 月 24 日の第 23 回期日で結審しました。判決が言い渡される第 24 回期日は 2021 年 2 月 22 日（月）で、昨年名古屋地裁判決に続き、全国で 2 番目の判決です。

引き下げアカン大阪の会は

判決に向けて、裁判の意義を世論に訴えるとともに、裁判所に対して公正な判決を求めるために署名や宣伝活動に取り組みます。

新年を迎えた 1 月 7 日の早朝、大阪地裁前に弁護団・支援者が集まり、出勤する裁判所

最終弁論で弁護団が訴えたこと

原告一人一人の声に耳を傾けて判決を

弁護団事務局長 和田 信也 弁護士

2020年12月24日
生活保護基準引下げ違憲
大阪訴訟の口頭弁論が終
結しました。

結審にあたり弁護団は
これまでの主張の総まと
めを行い、喜田弁護士と
小久保弁護士が、法廷で
最も重要な点を説明しま
した。

喜田弁護士は、貧困論
の第一人者である志賀証



人の証言に沿って、現代
の日本社会で問題になる
貧困は絶対的貧困ではな
く、社会的排除であると
の説明を行いました。

「飯を食えて飢えるこ
とがなければ貧困とは言
えない」という考えは間
違っているのです。パワ
ハラ・セクハラ概念が
変わったように、「貧困」
という概念も変わってい
ったと訴えました。

喜田弁護士は一人一人
の原告の訴えを紹介しま
した。

「光熱費を節約するた
めに、熱中症になりそう
な暑い夏も冷房をつけ
ず、凍えそうな寒い冬で
も暖房をつけず、部屋で
じっと過ごす毎日」、「大
切な人の葬式すら行けず
に悔しくてたまらなかつ

た日」、「大切な人の結婚
式の招待を親族の中で自
分だけが断らなければな
らなかつた悔しさ」、「社
会とのつながりが持てず
に、社会の中で自分が生
きていくことを実感でき
なくなり、少しずつ無気
力になっていく毎日」

「こうした原告の声に耳
を傾けるよう、涙ながら
に裁判所に訴えました。

小久保弁護士は、名古屋
地裁での岩田証言を引
用しながら、生活保護基
準の引き下げの違憲性の
判断にあたっては、①実
際に生活保護を利用して
いる利用者の生活実態に
即して判断すべきこと、
②日本社会全体にとつ
て、生活保護制度が生活
水準の底を作っていると

岩田正美氏が最後に証言したこと

ですから、生活保護基準について、このような裁判で御判断いただくときに、実際に生活保護を利用されてる方々の生活がどうかということと、もう一つ、日本社会全体にとって、この最低限という底を作っていく、それを生活保護基準が今のところ体现しているんですね。

ナショナルミニマムの底抜けに歯止めを

という点——を考慮しな
ければならないと訴えま
した。

団長である丹羽弁護士
は、この問題は単なる日
本国内法律問題にとどま
らず、国際的に認められ
た人権侵害の問題である
と弁論しました。こうし
て6年に及ぶ審理を終
え、あとは判決を残すだ
けとなりました。判決言
渡日は2月22日午後3
時です。



裁判は、法廷内での活
動が目立ちかつ重要な
で、法廷内での活動が終
わると、すべて終わった
ような気持ちになりま
す。しかし、署名運動・街
頭でのビラ配布など、法
廷外の活動は続きます。
裁判はあくまで違法・
違憲な行為を正すもので
す。しかし、よりよい生
活保護制度・社会保障制
度を作っていくために
は、世論の盛り上げが必
須です。今後とも頑張っ
ていきたいと思います。